○環境省令第六号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八条及び第二十条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十一日

環境大臣　石原　伸晃

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」の下に「、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」を加える。

第十六条第一項第一号中「指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）」の下に「、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第八条第十五項第一号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う者及び同法第八条第二十二項に規定する複合型サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護を含む組合せにより提供されるものに限る。）を行う者に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年二月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社名古屋銀行

二　住所　愛知県名古屋市中区錦三丁目十九番十七号

○内閣府告示第十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月十七日内閣府告示第二百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年二月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○内閣府告示第十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年二月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○内閣府告示第十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百八十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年二月十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○総務省告示第七十五号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十七日から施行する。

平成二十六年三月十一日

総務大臣　新藤　義孝

表京都行政評価事務所総務課の項中「京都市中京区御池通西洞院西入石橋町四三八番一」を「京都市中京区西ノ京笠殿町三八」に改める。

○総務省告示第七十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十七日から施行する。

平成二十六年三月十一日

総務大臣　新藤　義孝

表京都行政評価事務所の項中「京都市中京区御池通西洞院西入石橋町四三八番一号」を「京都市中京区西ノ京笠殿町三八」に改める。

○法務省告示第百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

藤崎明	千葉県成田市名木八百七十一	耕種農業
齊藤裕治	千葉県成田市前林六十五―十三	畜産農業

○総務省告示第七十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月十七日から施行する。

平成二十六年三月十一日

総務大臣　新藤　義孝

表京都行政評価事務所の項中「京都市中京区御池通西洞院西入石橋町四三八番一号」を「京都市中京区西ノ京笠殿町三八」に改める。

○文部科学省告示第二十五号

平成二十六年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限について、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十一日

文部科学大臣　下村　博文

一　施行期日

第一回

平成二十六年八月五日及び六日

第二回

平成二十六年十一月八日及び九日

二　場所

第一回

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
北海道	会議・研修施設ACU	札幌市中央区北四条西五丁目
青森県	青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目一番二四号
岩手県	ホテルメトロポリタン盛岡　本館	盛岡市盛岡駅前通一番四四号
宮城県	フォレスト仙台	仙台市青葉区柏木一丁目二番四五号
秋田県	秋田県立秋田明徳館高等学校	秋田市中通二丁目一番五一号
山形県	山形県立霞城学園高等学校	山形市城南町一丁目一番一号
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号
茨城県	茨城県立青少年会館	水戸市緑町一丁目一番一八号